

新	旧
<p><u>令和7年度</u>東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;"><u>令和7年3月12日</u> <u>6福祉高介第2252号</u></p>	<p><u>令和6年度</u>東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年3月19日</u> <u>5福祉高介第1556号</u> <u>令和6年5月30日</u> 一部改正 <u>6福祉高介第454号</u> <u>令和6年7月17日</u> 一部改正 <u>6福祉高介第800号</u> <u>令和6年12月12日</u> 一部改正 <u>6福祉高介第1679号</u></p>
<p>第1条（現行どおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 この要綱は、実施要綱の規定に基づいて行う<u>令和7年度</u>東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 この要綱は、実施要綱の規定に基づいて行う<u>令和6年度</u>東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。</p>
<p>第3条から第17条まで（現行どおり）</p> <p>附 則（<u>6福祉高介第2252号</u>）</p> <p>1 この要綱は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 施行日から<u>令和8年3月31日</u>までの間、事業者が第7条第1項の規定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、<u>令和7年4月</u>から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。</p> <p><u>3 前年度から継続して介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を支給する事業者は、令和7年4月から令和7年度の補助金が交付されるま</u></p>	<p>第3条から第17条まで（略）</p> <p>附 則（<u>5福祉高介第1556号</u>）</p> <p>1 この要綱は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 施行日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、事業者が第7条第1項の規定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、<u>令和6年4月</u>から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。</p> <p><u>附 則（6福祉高介第454号）</u> <u>この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u> <u>附 則（6福祉高介第800号）</u></p>

での期間に係る介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。

別表から別記まで（現行どおり）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（6福祉高介第1679号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表から別記まで（略）